

令和3年度支出 診療経費 病院運営費（診療） 診）派遣職員

受付
番号

連絡先

担当

管理部総務課人事担当 河合 愛蘭

電 話 253-5392

設 計 書

1 件 名 横浜市立大学附属市民総合医療センター夜間看護助手業務人材派遣

2 履 行 場 所 横浜市立大学附属市民総合医療センター

3 履 行 期 間 ■期間 2021年4月1日から 2022年3月31日まで
又 は 期 限 □期限 年 月 日まで

4 契 約 区 分 □確定契約 ■概算契約

5 その他特約事項 令和3年度の予算の決定を停止条件とする

6 現 場 説 明 ■不要
□要（ 月 日 時 分 場所 ）

7 概 要 看護助手業務（詳細は仕様書のとおり）

金額入り

・

金額抜き

備 考

8 部 分 払

する (12回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予 定 月	数 量	単 位	単 価	金 額
看護助手業務 計10人 (ペイシエントサポーター：8人 /ホスピタルサポーター：2人)	4月	(1,764.0)	時間		
〃	5月	(1,660.0)	時間		
〃	6月	(1,808.0)	時間		
〃	7月	(1,792.0)	時間		
〃	8月	(1,764.0)	時間		
〃	9月	(1,720.0)	時間		
〃	10月	(1,748.0)	時間		
〃	11月	(1,748.0)	時間		
〃	12月	(1,748.0)	時間		
〃	1月	(1,704.0)	時間		
〃	2月	(1,576.0)	時間		
〃	3月	(1,836.0)	時間		

委託代金額	_____
内訳 業務価格	_____
消費税及び地方消費税相当額	_____

内 訳 書

名 称	形 状 寸 法 等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
看護助手業務 (ペイシエントサポーター: 8人)	4月分	(924.0)	時間			8人×21日×5.5H /日
〃	5月分	(792.0)	時間			8人×18日×5.5H /日
〃	6月分	(968.0)	時間			8人×22日×5.5H /日
〃	7月分	(924.0)	時間			8人×21日×5.5H /日
〃	8月分	(924.0)	時間			8人×21日×5.5H /日
〃	9月分	(880.0)	時間			8人×20日×5.5H /日
〃	10月分	(880.0)	時間			8人×20日×5.5H /日
〃	11月分	(880.0)	時間			8人×20日×5.5H /日
〃	12月分	(880.0)	時間			8人×20日×5.5H /日
〃	1月分	(836.0)	時間			8人×19日×5.5H /日
〃	2月分	(792.0)	時間			8人×18日×5.5H /日
〃	3月分	(968.0)	時間			8人×22日×5.5H /日
小計						
消費税及び地方消費税 相当額						
総計						

横浜市立大学附属市民総合医療センター夜間看護助手業務人材派遣 仕様書

第1 前提

横浜市立大学附属市民総合医療センター（以下「委託者」という。）及び労働者派遣をする事業主（以下「受託者」という。）は、労働者派遣契約に関し、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）等を遵守し、本仕様書に従い、契約を履行しなければならない。

第2 履行場所

横浜市南区浦舟町4丁目57番地
横浜市立大学附属市民総合医療センター

第3 履行期間

2021年4月1日から2022年3月31日まで

※改正労働者派遣法にもとづく当院の事業所単位の派遣可能期間

労働者派遣法第26条第4項の規定により通知する、当初の派遣可能期間の起算日及び抵触日は下記のとおりである。

派遣可能期間 起算日 2018年10月1日

抵触日 2021年9月30日

当院は、意見聴取期間内に過半数の労働組合等の意見聴取手続を行い、派遣可能期間を延長することを予定しているが、協議の結果、派遣労働者の雇用を継続しないことになった場合は抵触日までの間に派遣期間を終了する変更契約を行うものとする。

第4 派遣人員

- 1 ペイシェントサポーター 8名（1日あたりの派遣人数）
- 2 ホスピタルサポーター 2名（1日あたりの派遣人数）

第5 就業部門

横浜市立大学附属市民総合医療センター 病棟

第6 勤務時間

1 勤務曜日

(1) ペイシェントサポーター

月・火・水・木・金

シフト制（原則週5日勤務）

(2) ホスピタルサポーター

月・火・水・木・金・土・日・祝

シフト制（週1日以上勤務）

2 就業時間（病棟部門・外来部門共通）

（1）ペイシェントサポーター

16：00～22：00（うち休憩30分） 実働5.5時間

（2）ホスピタルサポーター

16：30～翌8：30（うち休憩2時間） 実働14時間

第7 業務内容

主な業務は、次のとおり。院内規則及び勤務場所の運用方法に則り、遂行すること。

- （1）患者の身の回りの世話（患者移送、案内、食事介助、食事の配膳・下膳、薬剤・検体等の搬送、清潔ケア、排泄介助、尿器片付け、トイレ付添い、清拭、検査等説明及びそれらに付随する業務）
- （2）清掃等環境整備、シーツ交換、診療材料・医療用品の点検・補充
- （3）関連部門事務連絡、電話応対、カルテ整理、薬剤・検査搬送等
- （4）その他付随業務

第8 業務従事者の要件

- 1 70歳未満の者。
- 2 本業務に従事する者は、病院等での勤務経験がある者が望ましい。

第9 業務従事者の注意事項

本業務に従事する者は、病院の特殊性を考慮し、患者及び来院者に対する言動や行動等に注意し、常に節度ある態度で業務を遂行すること。

第10 個人情報保護

本業務に従事する者は、委託者が策定した「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。業務上知り得た患者等に係る個人の情報を他に漏洩してはならない。なお、このことについて、就業時間外及び本契約終了後も同様とする。

第11 健康管理・感染対策

- 1 受託者は当院業務従事者全員の健康管理のため、年1回以上の健康診断を実施するとともに、その受託業務に必要な感染症検査等を実施する。有毒物等を取り扱う業務に従事する従事者の健康診断は、受託者責任において関係法令の定めのとおりに行う。
なお、健康診断の結果、感染等が判明した場合、直ちに必要な措置を講じ、内容を委託者に報告すること。
- 2 受託者は、業務従事者に対し、当院が必要と判断する抗体価検査（麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、水痘、B型肝炎）及びワクチンの接種（麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、水痘、B型肝炎、インフルエンザ）を義務づけるものとする。なお、これに要する費用は受託者の負担とする。

- 3 受託者は、業務従事者に対し、業務従事前に麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、水痘、B型肝炎の抗体価検査を実施し、十分な抗体価の基準（別表1）に満たない場合は予防接種を実施し、再度抗体価検査を行うこととする。また、本仕様書の履行開始以前から当院で業務に従事している者は、履行開始時に予防接種不要と判断する要件（別表2）を満たす記録を委託者に提出することとする。業務従事開始後の感染対策については、別表3のとおり受託者の責任において行う。なお、これらの経費は受託者が負担するものとする。
- 4 受託者は、1項から3項に関する記録を委託者の求めに応じて提示する。

第12 その他特記事項

- 1 受託者は、滞りなく円滑に業務継続されるよう、派遣開始前までに現行の運用を十分に把握（現況調査）し、効率的な移行及び業務開始ができるようにする。また受託者は、契約の解除又は契約期間満了後に、本学が他の業者と契約を締結することとなった場合、業務を支障なく本仕様書のとおり遂行するために、他の業者と十分な引継期間を設け、業務の引き継ぎを行うものとする。

なお、派遣開始前の現況調査に伴う費用については、本契約受託者が負担することとする。
- 2 受託者は、契約期間中の派遣者の突発的な休暇等が発生した際は、業務に影響を及ぼさないよう委託者と調整を行うこととする。
- 3 この仕様書に定めない事項については、必要に応じて、委託者及び受託者が協議して定める。

別表 1 十分な抗体価の基準

	抗体価基準値	
麻疹	EIA-IgG	16 以上
風疹	EIA-IgG(推奨)	8 以上
	H I 法	32 倍以上
水痘	EIA-IgG	8 以上
流行性耳下腺炎	EIA-IgG	4 以上
B 型肝炎 (HBs 抗体)	EIA-IgG CLIA 法	10 以上

別表 2 予防接種不要と判断する要件

	予防接種不要と判断する要件
麻疹、風疹、流行性 耳下腺炎、水痘	<p>以下いずれかに該当する場合、予防接種不要と判断する。</p> <p>(1) 医療機関が発行した過去 2 回のワクチン接種記録を提出できる</p> <p>(2) 過去に罹患した記録（診断書等）が診断書、もしくは同等の書類で提出できる</p> <p>(3) 十分な抗体価（別表 1）が獲得されている記録が提出できる（およそ 5 年以内のもの）</p>
B 型肝炎	<p>以下いずれかに該当する場合、予防接種不要と判断する。</p> <p>(1) HBs 抗体価が 10mIU/mL 以上の記録が提出できる（記録の期日は問わない）</p> <p>(2) 感染既往歴が提出できる</p> <p>(3) 医療機関が発行した過去 2 クール（3 回×2 クール）のワクチン接種記録が提出できる</p>

別表 3 業務従事開始後の感染対策

	業務従事後の感染対策
麻疹、風疹、流行性 耳下腺炎、水痘	別表 2 に定める要件を満たさないウイルスに関しては、予防接種を実施し、要件を満たすまで年に 1 回の抗体価検査を行う。
B 型肝炎	別表 2 に定める要件を満たす、満たさないにかかわらず年に 1 回の抗体価検査を行う。なお、別表 2 に定める要件を満たしていれば、ワクチン接種は不要とする。